令和７年（フ）第２９６１号
石川県金沢市額乙丸町ロ257番地（ウッディハウス１Ａ・202号）、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区和田２丁目13番24号
破産者　古山　　豊
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第２９６２号
石川県金沢市額乙丸町ロ257番地（ウッディハウス１Ａ・202号）、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区和田２丁目13番24号
破産者　古山美智子
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７号
横浜市緑区中山４丁目８番16号　ハイツ陽光２　105
破産者　平尾　好伸
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第４８９号
埼玉県新座市畑中三丁目１番15―510号、開始決定時の住所新潟市江南区東本町１丁目４番20号
破産者　妹尾　侑弥
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和７年（フ）第６７６号
静岡市駿河区用宗３丁目５番18―１号
破産者　中江　暢秀
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０２号
島根県松江市東出雲町出雲郷513番４地
破産者　門脇　祥吾
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

令和７年（フ）第５６０号
鹿児島市荒田２丁目75番９号　ライブＡＲＡＴＡ706号、前住所鹿児島市谷山中央５丁目12番22号　おいで安方
破産者　阿久根　斉
1　決定年月日　令和８年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第３１号
福岡県京都郡苅田町磯浜町１丁目７番地４（テラスイソハマ401号）（前住所　福岡県小郡市三沢4132番地４（リベルテ三沢201号））
破産者　佐々木翔大
1　破産債権の届出期間　令和８年８月27日まで
2　一般調査期日　令和８年10月１日午前10時10分
令和８年７月28日
福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和８年（フ）第６９号
静岡県焼津市中港４丁目４番12号
破産者　北原　芳乃
1　破産債権の届出期間　令和８年９月１日まで
2　一般調査期日　令和８年10月６日午前10時50分
令和８年８月４日
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３３０号
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番36号103、前住所広島県広島市東区牛田南一丁目12番９号
破産者　田口　秀勝
1　破産債権の届出期間　令和８年９月２日まで
2　一般調査期日　令和８年11月９日午前10時30分
令和８年８月３日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第４１４号
広島市佐伯区湯来町大字麦谷2078番地
破産者　吉本　厚晴
1　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
2　一般調査期日　令和８年11月10日午前10時30分
令和８年８月４日
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第５８５５号
大阪府吹田市古江台５丁目３番14―407号
破産者　前田　　豊
1　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
2　一般調査期日　令和８年10月26日午後２時20分
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９２３号
大阪市平野区瓜破東２丁目８番22号
破産者　有限会社サクセスエステート
1　破産債権の届出期間　令和８年９月11日まで
2　一般調査期日　令和８年10月29日午後１時30分
令和８年８月３日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９号
大津市北比良970番175
破産者　株式会社隈元建設
1　破産債権の届出期間　令和８年９月18日まで
2　一般調査期日　令和８年10月23日午前11時
令和８年８月４日　　大津地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和７年（フ）第１５３号
宮崎県延岡市野地町４丁目3250番地１　アサノコーポ　106、開始決定時の住所宮崎県延岡市川島町903番地62
破産者　甲斐　壽子
1　破産債権の届出期間　令和８年９月３日まで
2　一般調査期間　令和８年10月13日から令和８年10月20日まで
令和８年８月４日　宮崎地方裁判所延岡支部

債権者集会招集

令和７年（フ）第２号
大阪府池田市豊島北１丁目２番２４号
破産者　猪口　孝夫
1　期日　令和８年10月15日午後２時
2　会議の目的　財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和８年７月28日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和７年（フ）第２５３号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目10番41―18号　市営鶴岡団地18号、開始決定時の住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄1723番地５
破産者　山崎　秀人
異議申述期間　令和８年９月15日まで
令和８年８月４日　　宮崎地方裁判所破産係

令和７年（フ）第２６２号
大分県佐伯市鶴見大字有明浦1158番地１
破産者　株式会社照寿
異議申述期間　令和８年９月15日まで
令和８年８月４日　　宮崎地方裁判所破産係